

応用物理学会量子エネルギー変換研究会論文賞規程

第1条(名称)

本賞は、「応用物理学会量子エネルギー変換研究会 論文賞」(以下、「論文賞」という)と称する。

第2条(規程の趣旨)

本規程は、公益社団法人応用物理学会量子エネルギー変換研究会(以下、「本研究会」という)が論文に対して行う表彰に関して定めたものである。

第3条(表彰の目的)

本表彰は、応用物理学の発展に貢献しうる優秀な論文に対し「論文賞」を授与し、その功績を称えることを目的とする。

第4条(表彰の対象)

表彰対象は、当該功績をあげた応用物理学会細則に定める応用物理学会会員および分科会会員で、応用物理学の発展に貢献しうる優秀な論文を発表した研究者であり、かつ本論文賞を受賞していない者であって、以下の資格を有する者とする。

- (1) 学術誌に掲載された査読付論文の筆頭著者であること
- (2) 選考年よりさかのぼること2年以内の掲載年の論文を対象とする。
- (3) 本グループを含め、応用物理学会の関連組織より表彰を受けた論文については対象としない。
- (4) 表彰時に本条に定める会員外(相互協定を締結した外国学協会の会員、共催学協会会員、および細則に定めのない会員)の者は表彰対象としない。

第5条(受賞者人数)

- (1) 1年につき、一般部門および若手部門(応募年月日以降の4月1日時点で満40歳以下の者)でそれぞれ最大1名以内とする。
- (2) 各部門において応募件数が20件を超えた場合は、その5%を超えない範囲内で、複数件の受賞を可能とする。

第6条(受賞手続き)

1. 受賞者の選考は本研究会代表者が委嘱した数名からなる本論文賞選考委員会が行う。
2. 選考委員会の委員が表彰の候補者となった場合は、委員または候補者を辞する。また委員と候補者に関係がある場合(指導教員と学生、家族、同一所属(部署)など)は該当する候補者の選考には加わらない。
3. 受賞者が決定されたときは、当該選考委員会委員長が本研究会幹事会に選考の経過及び結果を報告し、承認を得る。
4. 本研究会代表は、受賞者決定後、速やかに応用物理学会理事会に報告するとともに該当者に通知し、ホームページに公示する。
5. 受賞者には本研究会代表名で表彰を行い、賞状(および副賞)を授与する。

第7条(費用)

本表彰にかかる費用は、本研究会予算内で賄う。

第8条(規程の改正)

本規程の改正は、総務担当理事承認の承認を得るものとする。

附則

2024年10月30日 総務理事承認 2025年1月1日施行